

研究倫理協議会運営規則

(平成16年2月16日)

研究倫理協議会

(趣旨)

第1条 この規則は、研究倫理協議会設置細則(以下「細則」という。)第9条に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語の定義は、人を対象とする研究に関する倫理規程(以下「規程」という。)の定めるところによる。

(目的)

第3条 研究倫理協議会(以下「協議会」という。)は、規程第10条第2項に基づき、独立行政法人理化学研究所における研究の倫理に関する基本的事項及び事業所等間で調整が必要な事項について検討し、理事長に対し文書により意見を述べる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認める時は、臨時に開催することができる。

(協議会の成立要件)

第5条 協議会は、協議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 前項の出席者には、細則第4条第1号及び第2号の規定による協議員のうち、各委員会から少なくとも1名を含まなければならない。

(協議方法)

第6条 協議は、原則として協議会を開催の上行う。ただし、議長が、適切と判断した場合は、書面等をもって協議を行うことができる。

2 欠席が見込まれている協議員は、事前に協議事項に関わる意見を議長に文書で提出することができる。

(協議結果の通知)

第7条 議長は、協議終了後速やかに協議の内容について、文書を作成し、理事長に協議結果を報告する。

(公開に関する事項)

第8条 協議会の組織に関する事項及び協議内容は、被験者又は提供者の人権、研究の独創性及び知的財産等の保護に支障が生じる恐れのある部分を除き、原則として公開とする。

附 則

この規則は、平成16年2月16日から施行する。